

議 案 第 27 号

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等  
の一部を改正する条例の制定について

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公務員法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等  
の一部を改正する条例

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「および」を「及び」に改める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和50年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(松戸市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 松戸市職員の旅費に関する条例（昭和35年松戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第3条第5項中「第4項」を「前項」に改める。

第23条第2項中「第2条第1項第4号」を「第2条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条中第3条第5項及び第23条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。